○江南丹羽環境管理組合財政状況の公表に関する条例

「昭和 62 年 10 月 16 日) ・条 例 第 1 号)

(趣旨)

- 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項に規定する財政に関する事項(以下「財政状況」という。)の公表に関し必要な事項を定めるものとする。 (公表の時期)
- **第2条** 財政状況の公表は、4月1日から9月30日までの期間におけるものを11月1日に、10月1日から翌年3月31日までの期間におけるものを5月1日に公表するものとする。
- 2 天災、その他避けることのできない事由により、前項に規定する期日に公表できないとき は、管理者は、事故のやんだときから1月以内に公表しなければならない。 (公表の内容)
- 第3条 財政状況の公表においては、次に掲げる事項を掲載するものとする。
 - (1) 歳入歳出予算の執行状況
 - (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
 - (3) その他必要な事項 (公表)
- 第4条 財政状況の公表は、江南丹羽環境管理組合公告式条例(昭和44年条例第8号)第2条 第2項の例により行う。
- 2 前項の文書は、公告の日から6月間何人も管理者の指定した場所において、その閲覧を請求することができる。
- 3 前項の規定による閲覧の請求及びその方法に関し必要な事項は管理者が定める。 (委任)
- **第5条** この条例に定めるもののほか、財政状況の公表の手続きに関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。